



財政融資資金地方資金 借入等の手引き

令和6年度



財務省近畿財務局

財務事務所

はじめに

財政融資資金地方資金の貸付けについては、「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則」（昭49年7月9日大蔵省令第42号）並びに「財政融資資金地方資金運用事務処理細則」（昭49年7月20日大蔵省理財局長通達第2712号）及び「財政融資資金地方資金管理事務処理細則」（昭60年7月1日大蔵省理財局長通達第2100号）の定めるところによっておりますが、本手引きはその円滑な事務処理を図るため、借入等に関する事務手続の指針として活用していただくものです。

実際の手続における各種書類の作成にあたっては、【別冊様式集】もあわせてご覧ください。

本冊子に関して不明な点等がありましたら、財務局の融資課、財務事務所の財務課にお問い合わせください。

令和6年10月

※本手引きは、令和6年10月時点における法令・通達の内容により作成しています。今後、法令等の改正があった場合は改正後の内容を適用することとなりますので、あらかじめご承知ください。

目次

第1章 財政投融资と財政融資資金	1
第1. 財政投融资	1
第2. 財政融資資金	1
第2章 地方資金	1
第1. 地方資金の種類	1
1. 地方長期資金	1
2. 地方特別資金	1
3. 地方短期資金	1
① 一般財政調整資金	1
② 災害つなぎ資金	1
第2. 貸付けの制限	2
1. 一般的制限	2
2. 地方長期資金等の貸付けの制限	2
第3. 財政融資資金事務オンラインシステム	3
1. オンライン利用申請	3
2. 電子公印(証明書)専用パソコンなどの準備	3
3. 「職責証明書」の取得(電子借用証書の電子署名付与に必要です)	3
4. オンラインシステムに関するお問い合わせ先	5
第4. 償還金の電子納付	5
第3章 借入前の手続等	6
第1. 借入前の準備(貸付先コードを新設・追加する場合)	6
第2. 指定店の指定	7
第3. 財政融資資金借用証書の提出方法の変更	7
第4. 借入金利方式の選択	7
1. 金利方式選択の手続	7
2. その他の留意事項	7
第5. 地方公共団体の名称等を変更する場合	8
第6. 振込口座の登録・変更	8
第7. 事業計画の変更	9
第8. 起債事業調査の実施	10
第9. 貸付期日の延長等	10
1. 貸付期日の延長の手続	10
2. 貸付期日の再延長の手続	10
第10. 不用額が生じた場合	11
第4章 借入申込みの手続	12
第1. 借入の要件	12
第2. 借入申込みの分類	12
1. 一括借入	12
2. 分割借入	12
①分割借入の適用開始について	12
②分割借入の借入限度額について	12
第3. 事業完成見込での借入	13
第4. 貸付けの条件	14

第5. 借入関係書類の作成要領	14
第6. 借入申込みに際して注意を要する事項	15
(1) 決算済事業費に関する留意事項	15
(2) 転貸資金の借入手続に関する留意事項	16
第7. 借入申込書の提出日	16
第8. 資金の交付	16
<別表1>借入に際し提出を要する書類の一覧表及びチェックリスト 【長期資金の場合】	18
<別表2-1>償還期限及び据置期間基準年数表（令和6年度資金）	20
<別表2-2>償還期限及び据置期間基準年数表（令和5年度資金）	21
<別表3>償還期限及び据置期間早見表	22
第5章 資金借入後の事務手続	23
第1. 償還年次表について	23
1. 償還年次表	23
2. 仮償還年次表	23
第2. 元利金の払込	23
1. 地方長期資金等の償還（償還金の電子納付についてはP5参照）	23
2. 元利金の支払期日が休日にあたる場合（要注意！）	24
3. 元利金の延滞	24
(1) 違約金等の支払いが必要な場合	24
(2) 延滞利子の支払いが必要な場合（違約金を徴さない場合）	24
4. 元金が完済された場合の借用証書の返還	24
第3. 借入後に承認等を要するもの（完済されたものは不要です）	24
1. 承認・通知を要する行為	24
2. 承認等を要するものの手続	25
(1) 取得財産等を処分する場合、又は補助金等の交付決定を受けた場合等の手続	25
(2) 任意繰上償還をしようとする場合の手続	29
(3) 債務の引受をしようとする場合の手続	30
(4) 指定店を変更しようとする場合の手続	30
(5) 災害その他の不可抗力により、延滞となった元利金に係る違約金の免除申請をしようとする場合の手続・・・（本章第2の3の(2)（24ページ）参照）	30
3. 通知を要するものの手続	30
(1) 債務の承継	30
(2) 地方公共団体の名称等変更	31
第4. 実地監査の実施	32
1. 監査内容の転換（平成20年度以降）	32
2. 指摘事項の事後処理	32
3. 不適切事案の例	32
第5. 財務状況把握ヒアリングの実施	33
<参考1>初期利子等の計算方法	34
<参考2>災害復旧事業（単災）に係る財政融資資金の起債要望に当たっての留意事項	35
<参考3>財務局・財務事務所所在地及び管内図	36

※本文中の「例示〇〇」については、【別冊様式集】に記載上の注意や必要な添付書類等を掲載していますので、
ご覧頂いたうえで遺漏のない手続をお願いします。

第1章 財政投融资と財政融資資金

第1. 財政投融资

財政投融资とは、国の財政政策上の目的を実現するうえで、有償資金の活用が適切な分野について、投資や融資、あるいは保証という手法を用いる仕組みであり、国全体の立場から一元的・効率的に行われる政府の投融资活動であり、金融的手法による財政政策手段といえます。

財政投融资の活用にあたっては、社会資本整備や中小企業対策、経済対策など、時々の国民のニーズや社会経済情勢の変化に対応し、民業補完性を徹底しています。

財政投融资の具体的資金供給手法として、財政融資資金による財政融資があります。

第2. 財政融資資金

財政融資資金は国債（財投債）の発行を通じて金融市場から調達した資金等を、財政融資資金として国の特別会計や地方公共団体、公庫、独立行政法人などに融資しています。国の信用に基づき最も有利な条件で資金調達しているため、長期・固定・低利での資金供給が可能となります。

また、財政融資資金には、地方公共団体に貸し付けられる「地方資金」と、独立行政法人などに貸し付けられる「本省資金」とがあり、地方向けの財政投融资については、財政投融资改革の趣旨を踏まえるとともに、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体ごとの資金調達力及び資金使途に着目した重点化を図り、真に必要な資金需要には適切に対応することとしています。

第2章 地方資金

第1. 地方資金の種類

地方資金は、次のように分類されています。

1. 地方長期資金

貸付期間を5年以上として運用するもの。以下の2. 3. 以外のものが該当します。

2. 地方特別資金

貸付期間を5年未満として運用するもの。「農地等小災害債」「歳入欠かん等債」などが該当します。

3. 地方短期資金

団体の一時的な資金需要に応じて貸付けする資金で、貸付けが行われた日の属する年度内に償還が行われることを条件として貸し付けられる地方資金で、次のように区分されます。

① 一般財政調整資金

年度中における歳入と歳出の不均衡を調整するための資金

② 災害つなぎ資金

災害発生に伴う緊急な資金需要のため必要な資金

第2. 貸付けの制限

1. 一般的制限

次の各号のいずれかに該当する地方公共団体には、地方資金の貸付けを行いません。

- 一 地方資金の元金の償還計画が確立されていない等のため元金の償還又は利子の支払いが不能と認められる地方公共団体
- 二 地方資金の元金の償還又は利子の支払いを現に延滞している地方公共団体又は所要の公債費を予算に計上していない等のため今後において延滞の生ずるおそれのある地方公共団体
- 三 実地監査において、不適切事案の処理及び文書注意を行った地方公共団体のうち、特段の理由もなく所要の措置を講じない地方公共団体
- 四 過去において、著しく事実に相違した借入申込みにより地方資金を借り入れており、適正な借入申込みを担保するための改善措置が現に講じられていると認められない地方公共団体
- 五 借入申込書その他の管理運用規則に基づき財務大臣に提出することとされている書類に虚偽の記載をしていると認められる地方公共団体
- 六 財務の経理が著しく不明確である地方公共団体

2. 地方長期資金等の貸付けの制限

次の各号のいずれかに該当する場合には、地方長期資金及び地方特別資金（以下「地方長期資金等」という。）の全部又は一部について、貸付けを行わないことがあります。

- 一 起債の同意若しくは許可（以下「同意等」という。）を受けていない若しくは届出がされていない事業、又は資金貸付予定額の決定に際して付された条件を満たしていない事業
- 二 事業実施計画が不適切等のためその遂行が困難であると認められる事業
- 三 効果が少ない、持続性のない又は事業施行結果の確認が甚だしく困難な事業
- 四 一般調査費、維持管理費等の一般財源をもって支弁することが適当であると認められる事業費、又は私有財産に係る事業費であって、その経費を受益者に負担させることが適当であると認められる事業費
- 五 財務状況が著しく悪化し、かつ、財務状況の改善のための努力が行われていないと認められる地方公共団体

第3. 財政融資資金事務オンラインシステム

行政の効率化・合理化を推進する観点から財政融資関連手続については、財政融資資金事務オンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）を運用しています。

（団体からの各種申請書や、当局からの通知文書等について、オンラインシステムにより双方向の通信を可能とするもの。）

オンラインシステムの運用にあたっては、令和2年12月18日閣議決定「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を受け、令和3年4月以降における財政融資関連手続について令和6年3月末までに「原則オンライン化」とすることとなり、令和6年度からは借入申込から借用証書の提出まで一連の手続きが電子申請となっています。

団体の皆様におかれましてはオンライン化に向けた取り組みにご協力いただきましたことこの場を借りて御礼申し上げます。

なお、令和5年3月のシステム改修により借入申込等の電子申請には署名付与を省略しました。ただし、借用証書（追証書を含む）につきましては、引き続き署名付与が必要です。

◆オンラインシステム利用に必要な事前準備の主なものは以下のとおりです◆

1. オンライン利用申請

「[財政融資資金事務オンラインシステム利用承認申請書](#)」（例示3）を提出し、ユーザーID、パスワードの交付を受ける必要があります。

2. 電子公印（証明書）専用パソコンなどの準備

各団体において、LGWANもしくはインターネット回線に接続しているパソコンを準備いただき、オンラインシステムの動作環境を満たす端末の用意・設定をしていただく必要があります。

動作環境にかかる最新情報については[ポータルサイト接続用画面]に掲載しておりますのでご確認ください。

☆ポータルサイトURL

LGWAN接続端末からの利用 → <http://fil-online-5.mof.hq.admix.go.jp>

インターネット回線からの利用 → <https://www.fil-online-5.mof.go.jp>

（注）インターネット回線からポータルサイトを閲覧される場合には、オンライン利用申請をされていない団体におかれましては、共用ID及びパスワードが必要となりますので、管轄の財務局又はヘルプデスクまでお問い合わせください。

☆オンラインシステムの操作を体験できます。

上記のポータルサイトから ①「[財政融資資金事務オンラインシステムとは](#)」をクリック

②画面一番下の「[体験版はこちら](#)」をクリック

3. 「職責証明書」の取得（電子借用証書の電子署名付与に必要です）

電子署名を行うためには、政府認証基盤(GPKI)と相互認証された認証機関又は指定された民間認証局発行の電子証明書を取得する必要があります。

4. オンラインシステムに関するお問い合わせ先

オンラインシステムの利用、電子申請、電子納付に関する事前準備から具体的な操作方法まで、不明な点は下記までご連絡ください。

オンラインシステム[メインメニュー]画面の《問合せ入力》よりお問合せいただけます。

電話は回線が混み合う可能性があるため、なるべくウェブフォームでお問い合わせください。

【財政融資資金オンラインヘルプデスク】

★電話番号 03-5226-2050 (平日8:30~18:30)

★ウェブフォーム(問合せ機能)

★よくある質問 <https://fil-online-5.mof.hq.admix.go.jp/faq.html>

★ヘルプデスクニュース <https://fil-online-5.mof.hq.admix.go.jp/helpnews.html>



第4. 償還金の電子納付

財政融資資金の元本及び利子の納付は、マルチペイメントネットワークシステム(Pay-easy ペイジー)を活用した電子納付が可能ですので、是非ご利用ください。

ペイジーをご利用いただく際には、お取引金融機関のインターネットバンキングにかかる支払限度額等を事前にお問い合わせください。また、納付方法を変更される償還日の25営業日前までに「[財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出\(届出取消\)書](#)」(例示7)をご提出いただく必要があります。

※詳しくは、Pay-easy のホームページ(<http://www.pay-easy.jp/>)をご参照ください。

※金融機関のインターネットバンキングの契約が必要となります。契約費用等手続は、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

第3章 借入前の手続等

第1. 借入前の準備(貸付先コードを新設・追加する場合)

一部事務組合の新設や団体内で貸付先コードを追加する場合は、借入前に必ず貸付先コードの設定や借入のために必要な情報を登録する必要があります。登録にあたり、下表1～5の申請手続が必要となります(申請手続の詳細は該当する項番や例示を参照してください)。6につきましてはできる限り電子納付(ペイジー)にご協力ください。

なお、下記の資料を提出される際は、同時提出をお願いします。(コード番号欄は空欄で提出。)

既設の貸付先コードについて、2、4～6に変更があれば、随時、変更手続を行う必要があります。

		様式集 (例示番号)	新設	追加	備考
1	財政融資資金貸付先コードの設定 (又は廃止) 依頼について	1	○	○	
2	財政融資資金指定店指定申請書	2	○	×	追加の場合は既に指定されているため不要
3	財政融資資金事務オンラインシステム利用承認申請書	3	○	○	職責証明書の取得が必要になります。(第2章第3の3参照)
4	財政融資資金地方長期等借入金利設定(変更) 申込書	5-①②	○	×	
5	振込口座異動通知書	6-①②	○	○	
6	財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付*利用届出(届出取消)書 ※電子納付(ペイジー)のことを言う	7	希望される場合		財政融資資金の元本及び利子の納付に、マルチペイメントネットワークシステム(Pay-easy ペイジー)を是非ご利用ください。

(注) 一部事務組合の新設や団体内の貸付先コード追加の予定がありましたら、速やかに財務局(所)に連絡して、事務手続を事前に確認・相談してください。

(貸付先コードの新設・追加の場合、完了までに50～60日を要します)

第2. 指定店の指定

財政融資資金を新たに借り入れようとする（既往債の償還がすべて完了した後に、改めて借り入れようとする場合を含む。）団体は、日本銀行の支店又は代理店を指定のうえ、「[財政融資資金指定店指定申請書](#)」（[例示2](#)）を財務局（所）へ提出して、その承認を受けてください。

第3. 財政融資資金借用証書の提出方法の変更

「[財政融資資金借用証書の提出方法変更依頼書](#)」（[例示4](#)）を提出してください。

既設の貸付先コードで現在の借用証書提出方法が「書面」となっている場合は、借入申込みの手続き（第4章）を行う前に本依頼書により「電子」に変更してください。

第4. 借入金利方式の選択

借入金利方式については、固定金利方式のほか5年毎・10年毎・15年毎・20年後・30年後の利率見直し方式が選択できます。

ただし、以下の点についてはご注意願います。

- ① 臨時財政対策債については、利率見直し方式（5年毎・10年毎に限る）のみ選択することができます。
- ② 1回目の利率見直しまでの期間が固定金利の最長償還期限よりも長い利率見直し方式を選択することはできません。

（例：辺地対策事業及び過疎対策事業については15年毎・20年後・30年後の利率見直し方式を選択することはできません。）

1. 金利方式選択の手続

金利方式の選択は、地方債計画の事業別単位で行うことができます。一度選択した金利方式は、その翌年度以降も継続しますので、借入金利方式を変更して借入を行いたい場合は、変更する資金年度※の前年度1月以降3月31日（令和7年度資金は令和7年3月31日）までに「[財政融資資金地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書](#)」（[例示5-①②](#)）を団体単位で提出してください。

※本書では財政融資資金における資金年度をさします。

事業毎に設定された借入金利方式（固定、5年・10年利率見直しなど）はオンラインシステムでご確認いただけます。

2. その他の留意事項

金利を設定していない事業（新設事業等）について、新たに金利方式を設定する場合は可能な限り速やかに「[財政融資資金地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書](#)」（[例示5-①②](#)）を提出してください。

第5. 地方公共団体の名称等を変更する場合

- イ 地方公共団体の名称・住所等が変更されることとなった場合は速やかに「[名称等変更通知書](#)」(例示11)を貸付先コード毎に財務局(所)に提出してください(第5章第3.3.(31ページ)参照)。
- ロ 貸付予定額決定後、地方長期資金等の借入前に地方自治法第6条、第7条に規定する廃置分合・境界変更等により、借入地方公共団体に変更することとなった場合は速やかに、新たに借入団体となる地方公共団体が、「[地方公共団体変更通知書](#)」(例示12)を財務局(所)に提出してください。

第6. 振込口座の登録・変更

借入資金の交付は、借入団体の通知によりあらかじめ登録された金融機関の指定口座に直接振り込まれます。

財政融資資金を新たに借り入れようとする団体は「[振込口座異動通知書](#)」(例示6-①②)を財務局(所)に提出し、口座の登録をしてください。

また、取引金融機関、口座名義、口座番号等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに(遅くとも借入日の1ヶ月前までに)「[振込口座異動通知書](#)」(例示6-①②)を財務局(所)に提出してください。

変更手続きが行われていない場合は資金の振込ができなくなる場合がありますので、[手続漏れのないようにご注意ください。](#)

第7. 事業計画の変更

貸付予定額の通知または貸付予定額変更通知を受けた後、対象となった事業の事業計画を変更する場合は、次に定める手続が必要となります。

事業計画変更の承認が必要なもの	
次の1～2の要件の <u>両方</u> に該当する場合は、借入申込みを行うまでに事業計画変更承認を受けることにより、変更した事業部分についても貸付けを受けることが可能です。	
要件	1 起債額の増額がないこと
	2 次のいずれかに該当すること
	① 貸付対象事業の全部又は一部を取り止め、代わりに同種事業（※）を貸付対象事業に加えようとする場合。 （※同種事業とは、貸付予定額の決定に当たり、当該貸付対象事業と併せて1件として取り扱うことができる他の事業をいう（以下同じ））
	② 貸付対象事業の事業費の減少又は当該事業に充てるべき特定財源の増加によって不用額が生じる場合に、同種事業を貸付対象に加えようとする場合。
必要手続	「事業計画変更承認申請書（例示8）」の提出
手続時期	事案発生後から借入申込書の提出時まで （承認がないと借入申込書を受理できません）

事業計画の変更であるが上記の承認は不要なもの	
次の1～2の要件の <u>両方</u> に該当する場合は、事業計画変更承認の手続は不要です。	
要件	1 起債額の増額がないこと
	2 次のいずれかに該当すること
	① 貸付対象事業の構造、材質、規模、位置等を変更する場合。
	② 2年度以上にわたって実施される事業について、当年度の実施予定箇所と翌年度以降の実施予定箇所を入れ替えて実施する場合。
	③ 専ら国の直轄事業、又は国の補助事業の地方負担額に着目して貸付予定額が決定されている事業で、国の事業計画又は補助金配分の変更等に伴って事業計画を変更する場合。
④ 上記「事業計画変更の承認が必要なもの」―「要件」に該当する場合であっても、変更の内容が極めて軽微であるもの。（例：入札減による事業費の減少、工事延長等の軽微な変更など）	

新たな起債事業とみなす（事業計画の変更ではない）	
次の1～2の要件の <u>いずれか</u> に該当する場合は、総務大臣又は知事への起債協議等の手続を行わない限り、変更にあたる事業部分について貸付けを受けることはできません。	
要件 (1・2 のい ずれか)	1 起債の増額は伴わないが、貸付対象事業とは異種の事業を貸付対象に加えようとする場合。
	2 起債の増額を伴う場合。
必要手続	起債事業計画書の提出（提出先：各府県）

第8. 起債事業調査の実施

財政融資資金地方資金の貸付予定事業については、貸付審査の補完等を目的に当該事業の進捗状況等を把握するため関係書類及び現地の調査を行うことがあります。

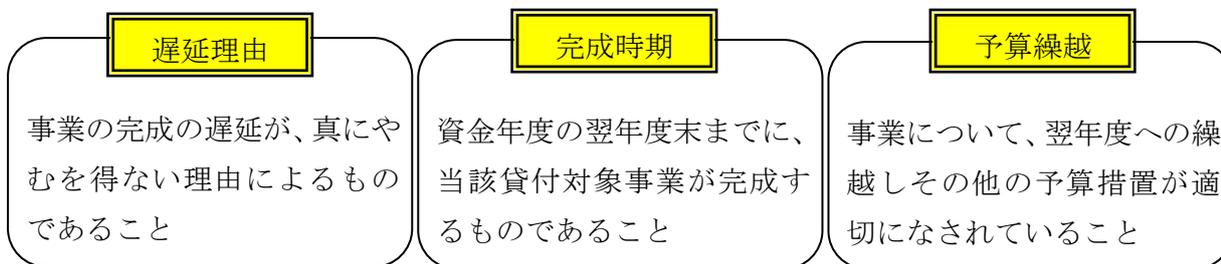
第9. 貸付期日の延長等

1. 貸付期日の延長の手続

令和6年度資金において、翌年度5月の最終統一貸付日（令和7年5月）までに借入ができない場合で、貸付期日の延長承認を受けようとする時は、令和7年4月末日までに「財政融資資金地方長期資金等貸付期日延長承認申請書」（例示9）を提出してください。

貸付期日の延長期限は、資金年度の翌年度の3月（令和6年度資金であれば令和8年3月）の最終統一貸付日までです。※資金年度は貸付予定額通知書に記載しています。

なお、貸付期日の延長承認は次のすべてに該当する場合に受けることができます。



※貸付期日の延長ができるのは、資金年度の翌年度末までです。貸付期日の延長承認（再延長含む）を受けた後、資金年度の翌年度末までに事業が完成しないが、借入を希望する場合は、第4章第3（13ページ）事業完成見込での借入を参照ください。

2. 貸付期日の再延長の手続

貸付期日の延長承認を受けた後、当該貸付期日までに事業が完成しない場合は、貸付期日の再延長承認が必要となりますので、当該延長承認された貸付期日の20営業日前までに「財政融資資金地方長期資金等貸付期日再延長承認申請書」（例示9）を提出してください。

要件は前項1. の場合と同じです。

注意

1. 延長期日については、漫然と3月末までの申請を行う事例がみられますが、完成年月日から2～3ヶ月以内（借入申込みに必要な準備期間を考慮）を基準とした適切な延長期日を申請してください。
2. 承認された貸付期日までに事業が完成した場合は、貸付期日にとらわれず、借入れ手続は可能です。

第10. 不用額が生じた場合

貸付予定額（変更）の決定後に、事業の中止、計画の縮小、他の財源の調達等の理由により、貸付予定額の全部又は一部の借入が不用となった時は、速やかに「[財政融資資金地方長期資金等貸付予定額不用額報告書](#)」（例示10）を財務局（所）に提出してください。その際、不用額報告書に記入する資金年度及び資金名については、第4章第8(3)（17ページ）又は別冊様式集の例示10を参照してください。

第4章 借入申込みの手続

第1. 借入の要件

借入には次の要件の全てが満たされている必要があります。

(1) 起債の同意等があること	(2) 貸付予定額が決定（予定額通知が発出）されていること	(3) 事業の出来高に応じた借入であること（※1）	(4) 予算の議決があること	(5) 一件の金額及び端数金額が10万円以上であること（※2）
-----------------	-------------------------------	---------------------------	----------------	---------------------------------

（※1）事業の完成基準は、別冊様式集例示160記載要領「事業完成基準」を参照。

なお、事業完成見込での借入についてはこの限りでない。

貸付対象事業が借入日までに完成（一括借入）または部分的に完成（分割借入）していること（但し、3月の年度内最終貸付日においては、3月31日までに完成）。

（※2）（5）に掲げる金額に満たない貸付予定額（千円単位等）を決定した場合はこの限りでない。

第2. 借入申込みの分類

地方長期資金の借入については、事業の進捗（出来高）に応じて以下のとおり分類されます。

1. 一括借入

事業年度において予定事業がすべて完成し、一括して借入を行うもの。

2. 分割借入

事業年度において予定事業の一部が完成し、決算資金等の必要に応じ起債を分割して長期（貸付期間を5年以上とするもの）で借入を行うもの。これまで、事業完成前の借入については支出見込額に対したつなぎ資金である起債前貸を借入していただいていたましたが、起債前貸は令和4年度資金をもって廃止しました。

①分割借入の適用開始について

令和5年度資金から、事業の進捗状況（出来高）に応じた貸付が可能な「分割借入」を創設しました。

②分割借入の借入限度額について

原則、借入日までの工事の出来高が借入限度額となります。また、前払金は、施設等が完成する前でも当年度の借入対象として認められます。ただし、地方公営企業法適用事業の前払金については、決算処理において「建設仮勘定」に振替予定の出来高部分までが当年度の対象となり、繰越計算書に計上される繰越事業分については、翌年度の借入となりますのでご注意ください。

注意

過充当が発生しないよう、申込書における事業費、交付金等は十分精査してください。過充当が発生した場合は、繰上償還が必要となる場合があります。

第3. 事業完成見込での借入

令和5年度からは貸付期日の最終期限である翌年度末（令和7年3月）までに事業が完成しないことが明らかになった場合（事故繰越の手続が必要となった場合）でも、「事業完成見込」として借入れが可能となっています。

令和7年4月1日以降の事業完成となる場合は、令和7年3月の借入申込時に「[事業完成遅延理由書](#)」（[例示19](#)）をあわせて提出してください。財務局（所）において完成が見込めると認められれば、事業完成見込での借入が可能です。

なお、事業完成後は、速やかに「[事業完成報告書](#)」（[例示19](#)）を提出していただく必要があります（事業完成期限は令和8年3月31日までです）。

注意

・令和5年度の制度改正により、従前の「ほぼ完成」の概念は無くなり、借入申込後の令和7年3月31日までに完成すれば完成したものとみなす取扱いとなっています。その場合は、通常の借入となりますので「事業完成遅延理由書」及び「事業完成報告書」は不要です。

・事業完成見込での借入の対象となる事業完成期日は、資金年度の翌々年度末までとなります。したがって令和5年度資金について事業完成見込での借入を行う場合、事業完成予定日は令和8年3月31日までが範囲となります。当該期日までに事業が完成しない場合は繰上償還となる可能性もありますのでご注意ください。

第4. 貸付けの条件

項 目	貸 付 条 件
(1) 利 率	毎月下旬頃に財務省が公表する財政融資資金貸付金利の利率 (http://www.mof.go.jp/filp/reference/flf_interest_rate/index.htm)
(2) 違 約 金 の 割 合	年10%
(3) 元利金支払 期 日	イ 9月及び3月貸付分については、9月1日及び3月1日 ロ イ以外の貸付分については、9月25日及び3月25日 ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る貸付分については、イ及びロの規定に関わらず9月1日
(4) 償還期限及 び据置期間	「償還期限及び据置期間基準年数表」（別表2）によること。 ただし、借入団体がこれより短い期間を定めた時は、その期間によること。 この場合、 <u>5年を下回らないものとする</u> （農地等小災害復旧事業債及び歳入欠かん等債除く）。 (注)「償還期限及び据置期間基準年数表」の償還期限及び据置期間は、資金貸付日の翌日から起算し、同基準年数表に定められた償還期限・据置期間の終了の日の直前に到来する元利金の支払期日がそれぞれの終了の日となる（償還期限・据置期間の終了の日が、元利金の支払期日に当たる場合は、当該元利金の支払期日）。 参考「償還期限及び据置期間早見表」（別表3）
(5) 元金償還の 開 始 日	据置期間の終了直後に到来する元利金の支払期日
(6) 償 還 方 法	「半年賦元利均等償還」又は「半年賦元金均等償還」 ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債は、「年賦元利均等償還」又は「年賦元金均等償還」
(7) 貸 付 期 日	財政融資資金の資金年度の翌年5月の統一貸付日まで（令和6年度資金の場合は令和7年5月） （本省繰越（令和5年度資金）の場合は令和7年3月の統一貸付日まで） ただし、やむを得ない理由により、事業の進捗が遅れたものについては、財務局（所）の承認を得て貸付期日を延長することができます。
(8) 貸 付 日	貸付日は、財政融資資金のより一層計画的、効率的な運用を図るため、原則として当局が指定した日とします（以下「統一貸付日」という）。 <u>なお、令和7年度の統一貸付日は別途通知します。</u>

第5. 借入関係書類の作成要領

地方長期資金等の借入申込みから、資金が交付され手続が完了するまでの関係書類の作成については、別表1「借入に際し提出を要する書類の一覧表及びチェックリスト」（18～19 ページ）を参照ください。

第6. 借入申込みに際して注意を要する事項

(1) 決算済事業費に関する留意事項

イ 決算済事業費は次の場合を除いて、貸付対象事業とすることができませんので注意してください。

(イ) 施越事業であることを明らかにして、起債の同意等を受けた補助災害復旧事業費。

(ロ) 地方公営企業法の適用を受けている公営企業会計の事業費で、その財源につき起債の同意等を受けたにもかかわらず、当該同意等を受けた年度の決算において未払金として処理されたもの。

以上のほか、起債事務手続等の事情で、財政融資資金を下記「ロの(イ)」の期限までに借入できない場合は、事前に財務局(所)に相談してください。

ロ 決算済事業費とならないために厳守する事項として、次の点に留意してください。

(イ) **事業が完成**している時、普通会計等の場合は起債の同意等を受けた年度の出納閉鎖期日までの統一貸付日(毎年度5月の統一貸付日)までに、公営企業法適用の公営企業会計の場合は起債の同意等を受けた年度の3月の統一貸付日までに、それぞれ借入すること。

(ロ) **事業の完成が遅れ**地方長期資金等の借入が翌年度になるもので、事業費の一部を起債の同意等を受けた年度に決算する場合には、当該決算しようとする事業費に対応する金額について、上記(イ)の期日までに**分割借入**を行うこと。

一般財源等の財源により決算処理を行った事業費については、「当該支出に対する財源は調達済であり、起債を借り入れる必要はなくなった」と考えられます。このため決算済の事業費については貸付対象とすることができません。

《決算済事業費の例》

【事例1】決算済事業費が発生しており、貸付予定額のうち一部の借入ができません。

次のような場合は、起債を予定していた8,000千円のうち、一般財源で立て替えて決算処理を行った3,000千円が決算済となり、貸付けを受けることができません。貸付額は8,000千円-3,000千円=5,000千円となり、不用額3,000千円が生じることになります。この事態をなくすためには、一般財源での一時立替金が発生しないように6年度決算額の財源として3,000千円又はそれ以上の分割借入を行っておく必要があります。

借入団体の事業費支出状況調の状況

区 分		6年度貸付 対象事業	6年度 決算額	7年度への 繰越額
事業費		20,000	10,000	10,000
財源内訳	国庫補助金	10,000	5,000	5,000
	起債	8,000	0	8,000
	一般財源	2,000	5,000	△ 3,000

当局査定 (単位:千円)

長期資金 貸付可能額	20,000
	10,000
	5,000
	5,000

決算済事業費の発生により、貸付可能額が減少

【事例2】 次のような分割借入の場合、5,000千円の借入が可能ですが注意が必要です。

下記のように5,000千円を借り入れた場合、端数金額の関係で財源オーバーとなる50千円は、既収入特定財源として翌年度に繰越手続を行う必要があります(例2-①)。なお、普通会計等の場合で出納整理期間中(4~5月中)に借り入れたものであれば、4,950千円を限度に6年度歳入とし、差額を7年度歳入に区分して会計処理することもできます(例2-②)。

(例2-①)

借入5,000千円のうち、一部を既収入特財として繰越し

(単位：千円)

区 分	6年度 貸付対象 事業	6年度 決算額	7年度へ の繰越額
事業費	20,010	9,950	10,060
財源内訳	国庫補助金	10,000	5,000
	起債	10,000	5,000
	一般財源	10	0
	既収入特定財源		△ 50

(例2-②)

借入5,000千円のうち、一部を翌年度収入に区分

(単位：千円)

区 分	6年度 貸付対象 事業	6年度 決算額	7年度へ の繰越額
事業費	20,010	9,950	10,060
財源内訳	国庫補助金	10,000	5,000
	起債	10,000	4,950
	一般財源	10	0
			5,050

(2) 転貸資金の借入手続に関する留意事項

- イ 転貸先との間に締結する契約において、利率・据置期間・償還期限等の貸付条件は、地方公共団体が財政融資資金を借り入れる際の条件と同様にしてください。
- ロ 転貸する際に提出させる借用証書中に、「この借入金について関係官庁から随時調査を受け、又は報告を徴せられても差し支えない。」及び「この借入金は、速やかに借入の目的のために使用するが、万一その目的以外に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないことがある場合においては、繰上償還を求められても異存はない。」旨の文言を記載させてください。

第7. 借入申込書の提出日

財政融資資金地方長期資金等借入申込書(以下「長期資金等借入申込書」という。)は、**統一貸付日のうち借入を希望する日(借入日)の20営業日前までに**、財務局(所)に提出してください。なお、貸付期日の延長承認を受けた事業で、承認を受けた貸付期日より**早く完成した場合は、承認された貸付期日にとらわれず**、借入れ手続は可能です。

第8. 資金の交付

- (1) 長期資金等借入申込書を審査した結果、貸付けすることが適当と認められると、財務局(所)から「財政融資資金貸付通知書」及び約定等を記入済みの「財政融資資金地方長期資金等借用証書」をオンラインシステム上で公開しますのでダウンロードしてください。記載内容を確認のうえ、**借入日の4営業日前までに**、電子署名を付与して、オンラインシステムにより提出願います。

「財政融資資金貸付通知書」は各団体において保管していただき、財務局(所)への提出

は不要です。

なお、借用証書受領書は、オンラインシステムにて公開します。

資金の交付は、予め登録された口座に直接振り込むことにより行います。(第3章第6(8ページ)参照)。なお、振込口座の異動手続きが行われていないと振込ができなくなることがありますのでご注意ください。

注意

※借入申込みにあたっては、前回の財政融資資金の借入以降に登録口座に変更が生じていないかを必ず確認のうえ、変更があれば速やかに「[振込口座異動通知書](#)」(例示6-①②)を提出してください。

(2) 予定されている借入日に何らかの事情により借入実行が不可能となった場合には、改めて借入申込みの手続が必要です。この場合、長期資金等借入申込書の添付書類で、内容に変更がないものは省略することができます。

(3) 「財政融資資金貸付通知書」、「財政融資資金地方長期資金等借用証書」の資金名は、次の「略称」を記載しています。

事業区分	資金年度及び資金名	資金名の略称
一般事業(下記以外の事業)	令和○年度地方公共団体普通事業資金	地普
歳入欠かん等債等	令和○年度歳入欠かん等債資金	歳入欠かん
小災害債		
公共土木施設等分	令和○年度小災害債資金(公共土木等分)	小災(公共)
農地等災害分	令和○年度小災害債資金(農地等分)	小災(農林)
公営企業等	令和○年度地方公営企業資金	公企

＜別表 1＞借入に際し提出を要する書類の一覧表及びチェックリスト 【長期資金の場合】

本紙は借入申込書において不備の多い箇所を中心に間違いやすい内容をまとめたものです。書類作成時のチェックに利用していただき、不備のない申込書を提出していただくようお願いいたします。(提出不要)

提出書類		提出 要否	提出前の確認項目	
名称等	例示 番号		チェッ ク欄	内 容
1	財政融資資金地方長期資金等借入申込書	13 14 15	○	<input type="checkbox"/> 誤った資金年度で申請していないか(例:申請画面で令和5年度と入力すべきところ、誤って令和6年度と入力) <input type="checkbox"/> 固定金利方式と利率見直し方式で様式が異なるため、適切な様式を使用しているか。 <input type="checkbox"/> 元利金支払期日は、9月及び3月借入分は『毎年9月1日及び3月1日』、他月の借入分は『毎年9月25日及び3月25日』としているか。 <input type="checkbox"/> 利率見直し方式の場合(臨時財政対策債など)、利率は『適用利率』のただし書きを追記しているか。【別紙 16号書式(乙)を使用】
2	事業実施状況等調書	16	○	<input type="checkbox"/> 「借入等の手引き(令和6年度版)」掲載の最新の様式を使用しているか。 <input type="checkbox"/> 1件の借入申込みに対し複数の事業(起債計画書ベース)を含む場合は、事業ごとに別葉とし、1枚目に総括表を付けたか。(総括表作成ツール(Excelファイル)を使用すること。) <input type="checkbox"/> 事業費は対象外事業費を除いた金額となっているか。 <input type="checkbox"/> 事業費や特定財源は確定した金額となっているか。 <input type="checkbox"/> 「事業開始日～事業完成(見込)日」欄には、起債対象年度における事業実施期間(完成前申込の場合は、完成見込日)を記入しているか。 <input type="checkbox"/> 計画期間が複数年にわたる場合は、「前年度以前施行済事業」欄及び「翌年度以降計画事業」欄に、計画年度及び実施内容を記入しているか。 <input type="checkbox"/> この借入申込みを行った貸付先コードについて、前回の財政融資資金借入以降に振込口座の変更がないか。
3	起債対象外事業費等に関する確認調書	17	○	※臨時財政対策債及び資本費平準化債は提出不要。 <input type="checkbox"/> 「借入等の手引き(令和6年度版)」掲載の最新の様式を使用しているか。 <input type="checkbox"/> 全ての事業について添付しているか。 <input type="checkbox"/> 控除財源のない事業についても「控除財源等欄」をチェックしたか。[手引き別冊参照] <input type="checkbox"/> 少額備品等の対象外事業費の有無を確認したうえでチェックしたか。[本文p32 実地監査の項参照]
4	図 面		△	※原則不要。必要に応じて添付を求めることがあります。 (起債ヒアリングの際に提出済であって、借入申込時点で変更が無い場合は提出不要です)
5	竣工写真		△	※原則不要。必要に応じて添付を求めることがあります。

6	事業完成遅延理由書	19	△	<input type="checkbox"/> ※令和5年度資金の場合、貸付期日の延長は最終統一貸付日（令和7年3月25日）までとなり、令和7年3月31日までに事業が完成する場合は提出不要です。 <input type="checkbox"/> 事業の完成が令和7年4月1日以降で、事業完成見込（事業完成期限は令和8年3月31日まで）で借り入れる場合に理由書を添付したか。
7	地方公共団体と転貸先との間で契約する契約書等（借用証書含む）		△	<input type="checkbox"/> 転貸する資金の利率並びに据置期間及び償還期限が、地方公共団体が借り入れる条件と同一か。 <input type="checkbox"/> 転貸先との間で締結する契約書等（借用証書含む）に「この借入金について関係官庁から随時調査を受け又は報告を徴せられても差し支えありません。」及び「この借入金は速やかに借入れの目的のために使用しますが、万一右の目的以外に使用し又は借入れ後長期にわたり使用しないことがある場合においては、繰上償還を求められても異存はありません。」旨の文言が挿入されているか。
8	財務局（所）が特に必要と認めた場合はその書類		△	<input type="checkbox"/> 資本費平準化債の場合、資本費平準化債等算出シートを提出 <input type="checkbox"/> 水道会計への一般会計出資債の場合、算出根拠資料（総務省発出の地方公営企業繰出金（通知）に基づいて作成）を提出。（例：管路耐震化の場合、算定に用いた総務省様式附表 6-1）。 <input type="checkbox"/> その他必要に応じて追加資料を求めることがある。
別途	不用額報告書	10	△	<input type="checkbox"/> 同一事業で再度不用額報告をする場合は、報告済の不用額を控除した金額となっているか。 <input type="checkbox"/> 資金年度に誤りがないか（特に本省繰越対象事業）。 <input type="checkbox"/> 分割借入を複数回行っている場合に、既決定貸付予定額は過去の分割借入額を含めた金額となっているか。
別途	振込口座異動通知書	6	△	<input type="checkbox"/> 当局に登録している振込口座に変更がないか。（指定金融機関・口座名義の変更に特に注意） <input type="checkbox"/> 変更がある場合は異動通知書を提出したか。（借入日の1ヶ月前までには提出すること）
後日	事業完成報告書	19	△	<input type="checkbox"/> ※事業完成見込借入をした場合のみ提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 事業完成見込で借入申込を行った事業について、完成後速やかに提出したか。
<p>(注) 1. 「○」印は必ず提出を要するもの。「△」印は場合により提出を要するもの。 2. 例示番号を掲げているものは、借入等の手引き（別冊様式集）をご覧ください。 3. 上記の一覧は、よくある書類の添付漏れや不備等の一例を示したものにすぎませんので、書類作成の際は借入等の手引きを十分にご覧ください。</p>				

〈別表2-1〉償還期限及び据置期間基準年数表（令和6年度資金）

〔別表〕

令和6年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表

大区分	事業等	償還期限(据置期間)		共通		
		固定	利率見直し			
I. 地方長期資金	中区分 小区分 1 公共事業等 (1) 各種災害関連事業(都道府県分) (2) 学校教育施設整備事業(都道府県分) (3) 社会福祉施設整備事業(都道府県分) (4) 一般廃棄物処理事業(林道含む)・排水施設等 (5) 農業農村整備事業 (6) 上記以外の事業 ① 庁舎 ② その他の事業 2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業 ※欄1 3 災害復旧事業 ※欄2 4 復旧事業 ※欄3 (1) 火災復旧事業(過年分) (2) 公共土木施設等小災害復旧事業(過年分) (3) 上記以外の事業 ※欄4 5 教育・福祉施設等整備事業 ※欄5 (1) 学校教育施設整備事業 (2) 社会福祉施設整備事業 (3) 一般廃棄物処理事業 ※欄3、欄4 (4) 一般補助施設整備等事業 ※欄5 ① 道路、排水施設等 ② 庁舎 ③ 上記以外の施設 ④ 出資金・貸付金 ※欄6 ⑤ 特別償還債 ※欄6 6 一般廃棄物事業 (1) 防災対策事業 (2) 公共施設整備推進事業 (3) 緊急自然災害防止対策事業 7 辺地及び過疎対策事業 (1) 辺地対策事業 ① 診療施設のうち診療所及び職員宿舎、下水道施設 ② 義務教育諸学校施設 ③ 飲用水供給施設 ④ その他 (2) 通商対策事業のうち診療所及び職員宿舎、下水道施設 ① 診療施設のうち病院、診療所及び職員宿舎、下水道施設 ② 義務教育諸学校及び高等専修学校施設 ③ 簡易水道施設及び簡易下水道施設であった水道施設 ④ 一般廃棄物処理施設 ⑤ その他 8 水道事業 ※欄7、欄8 9 交通事業 ※欄7、欄8 (1) 都市高速鉄道事業 (2) 一般交通事業 ① ハス庫庫・営業所 ② 電車 ③ その他 10 港湾整備事業 ※欄7、欄8 ① 埠頭用地 ② 上屋 ③ 貯木場 ④ 荷役機械 11 病院事業・介護サービス事業 ※欄7、欄8 ① 医療・看護用機械器具 ② 病院、診療所、職員宿舎及び看護師宿舎 12 下水道事業 ※欄7、欄8 13 臨時財政対策債 ※欄9	25(3) 25(3) 25(3) 20(3) 15(3) 25(3) 20(3) 25(3) 9(2) 10(2) 25(3) 25(3) 25(3) 30(5) 15(3) 25(3) 20(3) 20(3) 20(3) 20(5) 30(5) 30(5) 30(5) 10(2) 10(2) 10(2) 12(3) 25(3) 30(5) 30(5) 40(5) 40(5) 40(5) 20(5) 13(3) 20(5) 40(5) 31(3) 20(3) 17(3) 10(1) 30(5) 40(5) 20(3)	25(3) 25(3) 25(3) 20(3) 15(3) 25(3) 20(3) 25(3) 9(2) 10(2) 25(3) 25(3) 25(3) 30(5) 15(3) 25(3) 20(3) 20(3) 20(3) 20(5) 30(5) 30(5) 30(5) 10(2) 10(2) 10(2) 12(3) 25(3) 30(5) 30(5) 40(5) 40(5) 40(5) 20(5) 13(3) 20(5) 40(5) 31(3) 20(3) 17(3) 10(1) 30(5) 40(5) 20(3)	①自動車、 機械器具、 消防施設、 ばい煙防止 設備等 5(1) ②消火設備、 排煙設備、 災害報知 設備等 8(2) ③除却 10(1) ※欄10 ④冷暖房設備、 通信施設、 融雪施設、 その他の 付帯設備 10(2) ⑤船舶 15(3) (辺地・過疎対策事業 には適用しない)		
		II. 地方特別資金	1 災害復旧事業 (1) 農地等小災害復旧事業(過年分) (2) " " (現年分) (3) 災害対策基本法第102条に規定する歳入欠かん等債 ※欄11	3(1) 4(1) 4(1)		

【地方長期資金等留意事項】

《共通事項》
1 運用予定額を繰り越して運用する場合は、繰越前の償還期限及び据置期間（以下「融通条件」という。）によるものとする。

- 木造等の耐久度の低い施設を建設する場合は、本表の償還期限から5年を減らす（ただし、辺地及び過疎対策事業には適用しない。）。
- 同一施設に複数の融通条件の適用が可能な対象が存在する場合は、施設の主たる部分の融通条件を適用する。ただし、同一の融通条件の対象ごとに分割して貸し付けること、又は各融通条件の加重平均年数（1年未満の端数は切り上げる。）として一体として貸し付けること、可とする。
- 大区区分を一に二以上の施設を一律として建設する場合は、主たる施設の融通条件を適用することができる。
- 施設用地の取得については、当該用途上に建設される施設の融通条件を適用する。
- 改選、改修事業については、事業内容に依り、基準年数の範囲内で適切な融通条件を設定する。
- 賃付金事業の融通条件は、基準年数の範囲内で当該事業の賃付金の融通条件を上回らないものとする。
- 借入団体が基準年数より短い期間を希望したときはその期間とする。ただし、5年を下回らないものとする。

《個別事項》
1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業及び災害復旧事業(1)火災復旧事業の融通条件は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業)の融通条件とし、それ以外については25(3)年とする。

- 特定の災害に係る事業で融通条件を延長したものは、過年度に通知した融通条件（下表参照）とする。
- 震災・福祉施設整備事業のうち一般補助施設整備等事業において、公害対策事業、養育対策事業、防犯対策事業、原子力発電施設等立地地域復興特別事業等は、当該事業により建設される施設に於いて①道路、排水施設等予算に除く回庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業の融通条件は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業)の融通条件とする。
- 教育・福祉施設整備事業のうち一般補助施設整備等事業の①道路・排水施設等には、公共事業等の(5)農業農村整備事業、道路事業(林道含む)、排水施設等に準じる施設や、小規模な公園施設が含まれる。
- 外資埠頭会社等転賃分、港湾運営会社転賃分及び国土交通大臣が指定する指定会社転賃分の融通条件は20(3)年、空港周辺整備機構転賃分の融通条件は10(3)年、奄美群島振興開発基金転賃分の融通条件は10(-)年とする。
- 資本費平準化債の出資金・貸付金の財源に充てられるための地方債の融通条件は30(5)年とする。
- 公共企業体に対する出資金・貸付金方式(5年毎・10年毎)については、(5)年毎に限り、国庫補助を受ける公共施設等の除却に、公共施設整備総合管理計画に基づいて行われるものとする。
- 臨時財政対策債については、利息見直し方式(5年毎・10年毎)のうち、国庫補助を受ける公共施設等の除却に、当該国庫補助に基づき事業債の対象となるものとする。
- 令和6年度における歳入欠かん等債のうち、令和2年7月豪雨(令和2年5月15日から7月31日まで)の間の豪雨)、令和6年度能登半島地震に係るものについては15(3)年とする。
- 再生振替特別債の融通条件は30(5)年とし、かつ、財政再生計画の計画期間の範囲内とする。

《その他留意事項》
1 回目の利率見直しまでの期間が固定金利の最長償還期限より長い利率見直し方式を選択することはできない(例：辺地及び過疎対策事業については15年毎・20年後の利率見直し方式選択不可)。個別の貸付金において、実際の償還期限が事業毎に選択した1回目の利率見直しまでの期間より短い場合は利率の見直しは行われない。

運用予定額	震災・福祉施設整備事業	公害対策事業	養育対策事業
東日本大震災	30(5)	15(3)	25(5)
平成20年7月豪雨	30(5)	20(5)	25(5)
令和2年7月豪雨・令和5年能登半島地震	30(5)	20(5)	25(5)

<別表3>償還期限及び据置期間早見表

償還期限 及び据置期間	貸付実行日							
	6.4.1~	6.9.1~	6.10.1~	7.3.1~	7.4.1~	7.9.1~	7.10.1~	8.3.1~
	6.8.31	6.9.30	7.2.29	7.3.31	7.8.31	7.9.30	8.2.28	8.3.31
6ヶ月	6.9.25	7.3.1	7.3.25	7.9.1	7.9.25	8.3.1	8.3.25	8.9.1
1年	7.3.25	7.9.1	7.9.25	8.3.1	8.3.25	8.9.1	8.9.25	9.3.1
2年	8.3.25	8.9.1	8.9.25	9.3.1	9.3.25	9.9.1	9.9.25	10.3.1
3年	9.3.25	9.9.1	9.9.25	10.3.1	10.3.25	10.9.1	10.9.25	11.3.1
4年	10.3.25	10.9.1	10.9.25	11.3.1	11.3.25	11.9.1	11.9.25	12.3.1
5年	11.3.25	11.9.1	11.9.25	12.3.1	12.3.25	12.9.1	12.9.25	13.3.1
8年	14.3.25	14.9.1	14.9.25	15.3.1	15.3.25	15.9.1	15.9.25	16.3.1
9年	15.3.25	15.9.1	15.9.25	16.3.1	16.3.25	16.9.1	16.9.25	17.3.1
10年	16.3.25	16.9.1	16.9.25	17.3.1	17.3.25	17.9.1	17.9.25	18.3.1
12年	18.3.25	18.9.1	18.9.25	19.3.1	19.3.25	19.9.1	19.9.25	20.3.1
13年	19.3.25	19.9.1	19.9.25	20.3.1	20.3.25	20.9.1	20.9.25	21.3.1
15年	21.3.25	21.9.1	21.9.25	22.3.1	22.3.25	22.9.1	22.9.25	23.3.1
20年	26.3.25	26.9.1	26.9.25	27.3.1	27.3.25	27.9.1	27.9.25	28.3.1
25年	31.3.25	31.9.1	31.9.25	32.3.1	32.3.25	32.9.1	32.9.25	33.3.1
30年	36.3.25	36.9.1	36.9.25	37.3.1	37.3.25	37.9.1	37.9.25	38.3.1
40年	46.3.25	46.9.1	46.9.25	47.3.1	47.3.25	47.9.1	47.9.25	48.3.1

- (注) 1. 本表は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に借り入れるものに適用する。
 2. 元利金の支払期日は9月及び3月借入分は9月1日及び3月1日、他の月の借入分は9月25日及び3月25日とする。
 ただし、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債に係る借入分については、
 年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還で償還期限、据置期間とも9月1日とする。
 3. 各日付は満了日であり、据置期間の場合は該当する日付の次の定期償還日より元金償還が始まり、
 償還期限の場合は該当する日付で完済となる。

第5章 資金借入後の事務手続

第1. 償還年次表について

1. 償還年次表

「財政融資資金貸付金償還年次表」については、貸付実行日又は繰上償還等による償還条件変更日後、1～2週間程度でオンラインシステム上にPDFファイル形式で公開いたします。公開完了通知が各団体担当者にメール送信されますので、通知到達後、オンラインシステムよりダウンロード（貸付先コード単位のID及びパスワードでログインのうえ取得）していただくようお願いいたします。ダウンロードが可能な期間は揭示から2年間です。2年経過後はデータが削除されますので、必ず印刷等により保存頂きますようお願いいたします。

なんらかの事情によりオンラインシステムからダウンロードができない等の事態が発生した場合には、近畿財務局融資課（審査管理班）までご連絡ください。

2. 仮償還年次表

「財政融資資金貸付金償還年次表」のオンライン上での公開とは別に、CSVファイル形式の仮償還年次表を公開します。地方債管理においてご活用ください。

第2. 元利金の払込

1. 地方長期資金等の償還（償還金の電子納付についてはP5参照）

元利金の定期支払期日のほぼ10日前までに、財務省（東京）から「財政融資資金貸付金元金払込書」と「納入告知書」を送付しますので、これにより指定店に払い込んでください。

また「財政融資資金貸付金元利金仕訳書」については、オンライン上で公開しますので（あらかじめ公開可能な旨をメールにより通知いたします。）ダウンロードしていただき、借入団体保管の公債台帳及び償還年次表と突合し確認してください。

突合の結果、相違が認められた場合、または納入告知書等の書類が支払期日の2～3日前になっても到着しない時には、直ちに近畿財務局融資課（審査管理班）に連絡してください。

なお、定期償還日において任意繰上償還を実施する団体（貸付先コード単位）については、他の団体（貸付先コード単位）とは納入告知書等の送付手続が別となる場合があります。

次の場合は「納付書」を再発行しますので財務局に申し出てください。

- (1) 「納入告知書」に記入された金額が誤っている場合。
- (2) 「納入告知書」を亡失し、又は著しく汚損した場合。
- (3) [納入告知書] が未着の場合。

2. 元利金の支払期日が休日にあたる場合（要注意！）

支払期日が休日（土曜日、日曜日、祝日、指定店の休日）にあたる場合は、当該休日にあたる期日の翌日（※）に支払いが行われた場合には、延滞としての取扱いはしません。

※ 当該休日にあたる期日に引き続いた休日（連休等）がある場合は、当該休日の最終の休日の翌日とする。

3. 元利金の延滞

元利金の払込に万一遅滞が生じた時は、直ちに近畿財務局融資課（審査管理班）に連絡してください。延滞が生じた場合の事後の取扱いは、次のようになります。

（1）違約金等の支払いが必要な場合

元利金の支払期日の忘失、または歳計現金の不足など、債務者側に遅滞の責任がある場合には、約定により違約金を支払っていただくことになります。

この場合、財務省から1ヶ月以内に「納入告知書」を送付しますから、これによって払い込んでください。ただし1口の違約金の額が500円未満の場合は、直近の元利金支払期日に支払っていただきます。

違約金の割合は年10%です。

（2）延滞利子の支払いが必要な場合（違約金を徴さない場合）

災害その他の不可抗力により元利金の支払期日に元利金の支払いが間に合わなかった場合には、その事実を証する書面を添えて「**災害等に係る違約金免除承認申請書**」（例示20）を財務局（所）に提出してください。財務局が不可抗力と認めた場合は、(1)の違約金は徴しません。ただし、延滞利子については「納入告知書」を送付しますから、これによって払い込んでください。

4. 元金が完済された場合の借用証書の返還

財政融資資金地方長期資金等などの各借用証書は、1口の借入金についてその元金の金額が返還され、それに係る利子、違約金、延滞利子も完済された時は、納入告知書に記載されている指定店を統轄する日本銀行統轄店から返還されます。電子借用証書で提出されている場合にはオンライン上で削除処理を完了させた後に「財政融資資金借用証書削除通知書」を公開します。

第3. 借入後に承認等を要するもの（完済されたものは不要です）

1. 承認・通知を要する行為

地方長期資金等の借入後に、次のような行為をする場合には、それぞれ財務局（所）の承認、または財務局（所）への通知あるいは報告が必要です。

なお、財政融資資金に関係している施設等で災害または不正事件若しくは紛争事件が発生した場合には、直ちに財務局（所）に相談のうえ、その指示により手続きしてください。

承認等を要するもの（以下の2.参照）	対応する手続
(1)① 取得財産の処分 （うち、補助官庁に対し適正化法22条に係る報告を提出しているもの） ② 借入後の補助金等の交付決定 ③ 上記以外（過充当など）	⇒ 処分行為承認申請 （⇒ 処分行為報告） ⇒ 国庫支出金等交付決定申出 ⇒ 繰上償還申出
(2) 任意繰上償還	⇒ 繰上償還承認申請
(3) 債務の引受	⇒ 債務承継承認申請
(4) 指定店の変更	⇒ 指定店変更承認申請
(5) 災害その他の不可抗力により延滞となった元利金に係る違約金の免除	⇒ 災害等に係る違約金免除承認申請

通知を要するもの（以下の3.参照）	対応する手続
(1) 債務の承継	⇒ 債務承継通知
(2) 地方公共団体の名称・住所変更	⇒ 名称等変更通知

2. 承認等を要するものの手続

(1) 取得財産等を処分する場合、又は補助金等の交付決定を受けた場合等の手続

① 取得財産等を処分する場合の手続

財政融資資金により取得した財産については、「財政融資資金地方長期資金等借用証書」裏面記載の特約条項により、

財務大臣の承認を得ないで、借入の目的に反する使用、貸付、譲渡※、交換、撤去又は担保権の設定等一切の処分行為をしてはならない。

また、処分行為の見込みがあるとき 又は 借入事業に関し補助金等の交付の決定があったときは、遅滞なく申し出る。

※ 病院、学校等の独立行政法人化については、処分行為に該当します。

となっています。

したがって、財政融資資金により取得した財産の全部又は一部を処分する際には、以下の「1. 処分行為に該当しないため、財務局（所）への承認申請や事前相談が不要なもの」以外は、**処分行為の前に（2. 以下の）承認申請等の手続を行う**必要があります。

処分行為が見込まれる場合には、まずは速やかに財務局（所）に相談し、併せて「財政融資資金地方資金に係る取得財産の処分行為等調」（例示21）を提出してください。

なお、処分行為の内容が「4. 審査を経て、処分行為を承認しないで強制繰上償還を求めらるもの」に該当する場合には、強制繰上償還を求めることとなります。

手続が必要と思われる事案が予定される場合は、
事前に財務局(所)に相談してください

1. 処分行為に該当しないため、財務局（所）への承認申請や事前相談が不要なもの

次の要件のいずれかに該当する場合は、処分行為には該当しない又は処分行為の承認を要しないため、処分行為承認申請は不要となります。

要件	(1) 処分行為に該当しないもの
	① 地方自治法第238条の4の規定に基づく使用許可等を行うとき
	② 地方自治法第244条の2の規定に基づき指定された者に管理を行わせるとき
	③ 減耗分の回復又は軽微な模様替えを行う場合であって、その経費を修繕費で支出するとき
	④ 道路の管理権が移動するとき（ただし、財産権の移動を伴う場合は除く）
	⑤ 災害等により取得財産等の全部又は一部が焼失又は滅失し、その復旧を行うとき
	(2) 処分行為の承認を要しないもの
	① 取得財産等の一部が法令上の耐用年数を経過したため、これを処分するとき
	② 上水道事業等地下埋設管敷設を伴う事業において、他の事業実施に起因する埋設管敷設替えに伴い、原因者負担により行う旧埋設管を処分するとき
	③ 新規起債により地方債同意等基準等で認められている改良等事業（施設の改良若しくは増・改築又は機械器具若しくは車両の更新をいい、施設の全部改築は除く。）の実施に伴う旧施設等の処分を行うとき
④ 取得財産等の用途に影響を及ぼさない又は目的を妨げない範囲において、当該取得財産等の一部について処分を行うとき	
備考	判断に迷う場合は財務局（所）に相談してください。

2. 処分行為報告書の提出が必要なもの

次の要件に該当する場合は、報告書の提出をもって処分行為を承認したものとして取り扱います。

要件	(1) 補助金等の交付を受けている取得財産等の処分 (報告事案)	取得財産等について補助金等の交付を受けている場合に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定による関係各省庁の長の承認を受けるにあたり、報告により承認したとみなされるものについて、報告済であるとき。
提出書類	「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認を受けた施設等における財政融資資金地方資金に係る取得財産等の処分行為報告書」（例示22）	
備考	報告後に本取扱いの適用が適当でないこと等が判明した場合は、処分行為承認申請が必要となりますので、速やかに財務局（所）へ連絡してください。	

3. 処分行為承認申請書の提出が必要なもの（審査を経て、処分行為を承認するもの）

下記4. に該当しない場合は、処分行為の承認を行います。

提出書類	財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書（例示23）
備考	(1) 処分行為承認申請書については、財務局（所）と十分に調整・確認したうえで提出してください。 (2) <u>処分行為の承認ができる場合において、繰上償還を希望する場合は任意繰上償還の手続となります。</u>

※ 「財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)の一部改正(平成13年4月1日施行)前の借用証書には、改正後の借用証書特約条項第10条第2項「乙は、この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分できる見込みがあるとき又はこの借入金に係る事業に関し補助金等の交付の決定があったときには、甲に遅滞なくその旨を申し出るものとする。」の規定はありませんが、改正前の借用証書においても同様の取扱いとします。

4. 処分行為承認申請書の提出が必要なもの（審査を経て、処分行為を承認しないで強制繰上償還を求めるもの）

次の4つの要件のうち一つでも該当する場合は、処分行為が承認できないことから、処分行為を行った時は、処分財産相当額の元金を繰上償還していただくこととなります。

要件	(1) 故意又は過失による非違行為等による処分
	(2) 補助金等適正化法第22条の承認が受けられない処分
	(3) 元利金の全部又は一部に、国による財政措置を講じることとされている地方債により取得した財産の処分（当該財産を有償で譲渡する場合に限る）
	(4) 財政融資資金の活用先として、相応しくない用途に供されることとなる処分
提出書類	財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書（例示23）
備考	(1) 処分行為承認申請書については、財務局（所）と十分に調整・確認したうえで、 <u>各繰上償還日ごとに定めた提出期限前までに提出してください。</u> (2) 繰上償還額が500万円未満である場合は、原則として強制繰上償還を命じません。

(注) 繰上償還日が、当初約定における元利金の支払期日（定期償還日）ではない場合には、定期償還日の翌日から繰上償還日までの利息が必要となります。（「初期利子等の計算方法（2）」（34ページ）参照）

なお、強制繰上償還額の算定は次のとおりです。

[強制繰上償還額の算定方法]

イ 取得財産等の全部を処分する場合は、原則として、当該取得財産等に係る貸付現在額のすべてを繰上償還。

ロ 取得財産等の一部を処分する場合は、貸付現在額に対して当該処分に見合う額を繰上償還。この場合、原則として次の計算式となります。

貸付現在額×処分等がされる部分に係る総事業費／取得財産等に係る総事業費

(注) 上記「取得財産等に係る総事業費」とは、起債対象外事業費を除いた総事業費。

② 補助金等の交付決定（追加）を受けた場合の手続

借入後に補助金等の交付決定（追加）を受けた場合については、強制繰上償還の手続を行っていただく必要があります。

借入後に補助金等の交付決定（追加）を受けた場合には、まずは速やかに財務局（所）に相談し、「国庫支出金等交付決定申出書」（例示 2 5）を作成のうえ、財務局が各繰上償還日ごとに定めた提出期限までに提出してください。

なお、繰上償還額が 500 万円未満である場合は、原則として強制繰上償還を命じません。

③ 処分行為及び補助金等の交付決定（追加）を受けた場合以外の手続

借入後に、補助金等の確定、負担金の還付、談合等による損害金の受入れ、事業費の減少、職員の事務ミス等により過充当となった場合は、強制繰上償還となる場合があることから、まずは速やかに財務局（所）に相談し、「財政融資資金地方資金に係る繰上償還調」（例示 2 4）を作成の上、提出してください。

事案の概要が下記の借用証書特約条項第 4 条に該当するものと認められた場合は、強制繰上償還となりますので、「財政融資資金借入金繰上償還申出書」（例示 2 6）を作成のうえ、財務局が各繰上償還日ごとに定めた提出期限までに提出してください。

なお、繰上償還額が 500 万円未満である場合は、原則として強制繰上償還を命じません。

また、事業完成見込での借入においては、完成時点で過充当となった場合でも、原則として強制繰上償還を命じません。ただし、事業の中止（縮小・延期）や事業完成見込での借入時点で過充当の原因が判明もしくは予想できた場合等はこの限りではありません。

地方長期資金等借用証書 特約条項第 4 条（強制繰上償還の理由）(1) 借入条件及びこの特約条項を守らなかった場合（※1）、(3) 第 11 条の調査を拒み若しくは妨げ、又は報告せず若しくは虚構の報告をした場合、(4) 虚構の事実に基づいてこの借入金の借入をしている場合、(5) この借入金の借入又は使用に関し法令若しくは慣習に違背し、又は著しく不当と認められる事実があった場合（※2）に該当する行為が認められた場合

（※1）事業費の減少や事務ミスにより過充当となる場合は（1）に該当します。

（※2）談合の発覚を契機として過充当となる場合は（5）に該当します。

事案が強制繰上償還に該当するのではないかと思われた場合には、速やかに財務局(所)に相談してください

④ 加算金制度について

平成 26 年度資金から、約定に基づき強制繰上償還を行う場合は、加算金を求めることとなりました。

強制繰上償還に係る加算金制度の導入

財政融資資金貸付金の借用証書において、約定に基づき強制繰上償還を求める場合に、債権管理法の規定にならい、加算金の支払いを求めることを規定。

○算出方法

貸付日の翌日から繰上償還日までの期間において、
各償還日の貸付残高 × (年 3% (注) - 貸付金利)
の合計額

(注) 一般金融市場における金利を勘案して定める率 (財務大臣告示)

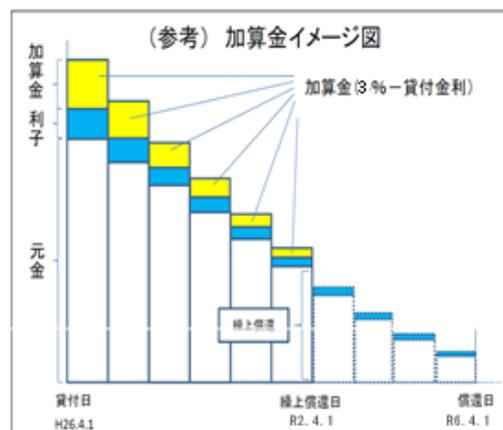
○適用時期

平成 26 年度資金より適用

※ただし、以下の場合、この限りではありません。

(加算金を求めない場合)

- (1) 貸付金に係る事業に関し借入後に国の補助金等の交付決定により、貸付対象事業費から控除する財源が増加するとき。
- (2) 財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率が貸付金利に比べて低いとき。
- (3) 理財局長と協議の上、加算金を求めることが著しく不相当であると認められるとき。



(2) 任意繰上償還をしようとする場合の手続

補償金に関する特約条項が付されている財政融資資金地方長期資金等借用証書により借り入れられた財政融資資金については、補償金の払込が確実に行われることを条件に、地方公共団体の財政等の都合による任意繰上償還を認めます。

※ 平成 13 年 3 月 31 日以前の貸付日に係る借用証書に関しては、特約条項の追加の必要性があることから、「**財政融資資金地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認申請書**」(例示 28) の提出が必要ですので、事前に財務局(所)に相談してください。

財政融資資金借入金繰上償還承認申請書の提出前に繰上償還の際に必要な補償金の見込額をあらかじめ知ることができますので、必要に応じて財務局(所)にお問い合わせください。

任意繰上償還をしようとする場合には「**財政融資資金借入金繰上償還承認申請書**」(例示 27) を各繰上償還日ごとに定めた提出期限までに財務局(所)に提出して審査を受けていただきますが、申請を行う前に必ず財務局(所)にご相談ください。

(3) 債務の引受をしようとする場合の手続

「債務の引受」とは後述の「債務の承継」のように法令の規定に基づき、当然に債務が承継されるものとは異なり、市立病院を県立病院に統合する場合などのように、私法上の手続によって債務を他の者が承継しようとする場合をいいます。

債務の引受をしようとする場合は、事前に(遅くとも引受日の2ヶ月前までに)財務局(所)に「**財政融資資金債務承継承認申請書**」(例示29)を提出して、その承認を受けてください。

この場合、当該行為によって債務を免れる地方公共団体(以下「旧団体」という)と当該行為によって債務を負担することになる地方公共団体(以下「新団体」という)が連署してください。なお、債務の引受の主な承認基準は次のとおりです。

- イ 債務の引受が、新・旧団体にとって法令に違反する行為でないと認められること。
- ロ 新団体の債務負担能力が旧団体と同等以上と認められ、当該債務の引受後、当該債務の償還について延滞のおそれがないと認められること。その他、債権管理上支障が生じないと認められること。
- ハ 原則として、債務の引受前と後の償還条件が同一であること。

(4) 指定店を変更しようとする場合の手続

借入団体の利便等から指定店の変更を希望する場合は、「**財政融資資金指定店変更承認申請書**」(例示30)を支払期日の2ヶ月前までに貸付先コード毎に財務局(所)へ提出して、その承認を受けてください。

なお、指定店を変更する場合は、公営企業会計を含む団体の全債務が対象となります。

(5) 災害その他の不可抗力により、延滞となった元利金に係る違約金の免除申請をしようとする場合の手続 … (本章第2の3の(2)(24ページ)参照)

3. 通知を要するものの手続

(1) 債務の承継

「債務の承継」とは、法令の規定に基づき府県又は市町村の“廃置分合”“境界変更”“事務組合の解散”の場合など、貸付けを受けた団体(旧団体)の債務が、その団体の意思とは無関係に他の団体(新団体)に承継される場合をいいます。

また、同一団体内の貸付コード間(会計間)の債務移動も「債務の承継」とします。

債務の承継が行われた場合には、速やかに(遅くとも支払期日の2ヶ月前までに)次によって「**財政融資資金債務承継通知書**」(例示31)を財務局(所)に提出してください。

イ 借入団体が消滅又は解散した場合は、その団体の債務を負担することになる新団体が「**財政融資資金債務承継通知書**」(例示31-①)を提出してください。

ロ 借入団体が、分立又は境界変更した場合又は同一団体内の債務が移動する場合は、その団体の債務を負担することになる新団体と連署のうえ、旧団体が「**財政融資資金債務承継通知書**」(例示31-②)を提出してください。

(2) 地方公共団体の名称等変更

地方公共団体の名称（公営企業会計名を含む。）、住所（事務所の所在地）等に変更があった場合、「**名称等変更通知書**」（例示 1 1）を支払期日の1ヶ月前までに財務局（所）に提出してください。

※ 地方公営企業法適用等に伴い貸付先コードを新設、又は全債務消滅等に伴い貸付先コードを廃止する場合、「**財政融資資金貸付先コードの設定（又は廃止）依頼について**」（例示 1）を財務局（所）に提出してください。

なお、手続の詳細については、財務局（所）にお問い合わせください。

市町村合併が行われる場合は、債務承継にかかる多くの事務手続を要するため事前に打合せを行う必要がありますので、合併予定期日の半年前までに財務局（所）に連絡してください。

第4. 実地監査の実施

財務省理財局長、財務局長、財務事務所長は、貸付資金の使用状況、取得した財産の管理運用状況等について報告を求め、または実地に監査することがあります（借用証書の特約条項）。

この実地監査は、財政融資資金の①**確実な運用**、②**効率的な運用**、③**公共の利益の増進に寄与する運用**を確保するためのものであり、その実施にあたっては事前に監査時期、監査対象等を通知し、貸付資金の使用及び経理の状況その他財務に関する事項等について、書面審査及び現地調査を行うこととしております。

1. 監査内容の転換（平成20年度以降）

監査の内容については、平成19年度以前は適債性の非違確認が中心となっていましたが、平成20年度から公営企業の経営状況把握に重点をおく監査に実質的な転換を図りました。

具体的には、公営企業の「決算状況」や「経営指標」などを活用した経営状況の実態把握及び評価を実施し、評価結果については団体に対する留意すべき事項などでフィードバックすることになりました。

このほかにも、従来どおり、適正な借入手続を担保するための内部チェック体制の状況や貸付施設の使用状況等も確認することとなります。

2. 指摘事項の事後処理

監査における不適切事案等に関しては、文書注意、文書照会を行い、その程度や将来的な改善状況等によって、財政融資資金の貸付制限や当該貸付金の繰上償還などを行う場合があります。

3. 不適切事案の例

これまでの監査の結果、次のような不適切事案が見受けられますので十分ご注意ください。

- ① 貸付対象事業費とならない事業費が含まれているもの。
- ② 貸付対象事業費が減少しているもの。
- ③ 貸付対象事業の全部又は一部が未実施のもの。
- ④ 貸付対象事業以外の事業を実施しているもの。
- ⑤ 借入申込書に添付された起債対象外事業費等に関する確認調書の記載内容が誤っているもの。
- ⑥ 借入申込書に計上された財源以外の控除財源があるもの。
- ⑦ 予算に定められた起債の限度額等を超えて借入れしているもの。
- ⑧ 取得財産等の処分行為（取壊し、譲渡、転用等）を行っているが、承認手続等が行われていないもの。
- ⑨ 貸付対象事業の完成（ほぼ完成の域に達している場合を含む）前に借入れしているもの。
- ⑩ 取得財産等の管理運営に適性を欠いており、改善を要するもの。

※ 詳細については、別冊「実地監査・財務状況把握編」の「実地監査実務指針」をご覧ください。

第5. 財務状況把握ヒアリングの実施

財務省（財務局・財務事務所）では、財政融資資金法第1条（※1）のもと、財政融資資金の貸し手として融資先の償還確実性を確認する必要があり、こうした観点から財政融資資金地方長期資金等借用証書 特約条項第11条（※2）に基づき、平成17年度以降「財務状況把握」を実施しております。

財務状況把握に当たっては、貸し手として償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の債務償還能力及び資金繰りの状況を把握することが重要であり、これらの状況を把握するには、キャッシュ（現金預金）の流れを捉えることが効果的であることから、主に「地方財政状況調査（決算統計）」の計数を用いて「行政キャッシュフロー計算書」を作成のうえ、地方公共団体へのヒアリングを実施しております。

また、ヒアリングを実施した全ての地方公共団体に対して、財務状況把握の結果を分かりやすく示した「診断表」を作成し、後日、交付しております。

地方公共団体の皆様には、財務省（財務局・財務事務所）の分析手法や財務指標の役割・性格について御理解いただき、共通認識の下にヒアリングを行いたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

なお、財務省ホームページでは、分析手法に係る資料や昨年度のヒアリング実施結果を公開しておりますので、御覧ください。

（参考）財務省ホームページ <https://www.mof.go.jp/>

〔地方公共団体向け財政融資 財務状況把握ハンドブック（令和6年7月改訂）〕

https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/handbook_2024.pdf

〔令和5年度 地方公共団体の財務状況把握の結果について〕

https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/2023_kekka.pdf

〔地方公共団体向け財政融資に関する報告書〕

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa210731b2.pdf

（※1）財政融資資金法 第1条【抜粋】

（目的）この法律は、財政融資資金を設置し、・・・（中略）・・・その資金をもって、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

（※2）借用証書 特約条項 第11条【抜粋】

（調査及び報告）乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け、又は報告を求められても異存ないものとする。

※ 詳細については、別冊「実地監査・財務状況把握編」の「地方公共団体向け財政融資における財務状況把握について」をご覧ください。

＜参考 1＞初期利子等の計算方法

(1) 地方長期資金等

第 1 回目の元利金の支払期日に支払いを受ける利子の額は、次に掲げる算式により計算した額によるものとする。

イ 元利金の支払期日以外の日に貸付けをしたもの

$$\frac{\text{貸付金額} \times \text{貸付年利率} \times (\text{貸付け日の翌日から} \\ \text{第 1 回目の元利金の支払期日までの日数})}{365} \quad (\text{円未満切捨})$$

ロ 元利金の支払期日に貸付けをしたもの

$$\text{貸付金額} \times (\text{貸付年利率} \div 2) \quad (\text{円未満切捨})$$

(注) 年賦償還の場合は貸付年利率とする。(2 で割らない。)

(注) 閏年についても年間日数は 365 日として計算。

(2) 強制・任意繰上償還の利子額 (定期償還日が休日にあたり、繰上償還日と一致しない場合)

・定期償還日の翌日から償還期日までの利子額

$$\frac{(\text{直前の定期償還後} \\ \text{の貸付金残額}) \times \text{貸付年利率} \times (\text{定期償還日の翌日から繰上償還日までの日数})}{365} \quad (\text{円未満切捨})$$

<参考2> 災害復旧事業（単災）に係る財政融資資金の起債要望に当たっての留意事項

災害復旧事業（単災）に係る財政融資資金の起債要望に当たっては、以下のⅠからⅢにご留意いただくとともに、箇所図及び被災状況が明確に確認できる写真を添付して下さい。

Ⅰ 災害復旧事業の対象範囲は以下のとおり。

- 1 補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業
- 2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項の規定に基づく歳入欠かん債及び災害対策債
- 3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第24条第1項及び第2項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業
- 4 地方公営企業災害復旧事業
- 5 公共施設及び公用施設に係る火災復旧事業
- 6 一般単独災害復旧事業（公共施設、公用施設及び別に定める農地に係る災害復旧事業のうち、1の対象とならなかったもので、2から5までに掲げるものを除いたもの並びに単独の災害関連事業をいう。）

（令和6年度地方債同意等基準より抜粋）

（参考）

災害にあった箇所が100m以内の間隔で連続している場合は、1箇所工事とみなされるので留意すること。

一の施設について災害にかかった場所が、直線距離で100m以内の間隔で連続している場合は、各々の箇所の合計が連続している場合は、各々の箇所の合計は限度額以上となれば1箇所工事とみなす。（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条・2）

Ⅱ 災害復旧事業のうち「一般単独災害復旧事業」の対象事業（例示）

- 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
- 2 積雪、山間地等の事情で被害が確認できなかった場合等により補助災害復旧事業の申請がなされなかった事業
- 3 国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業
- 4 国庫補助制度のない施設（庁舎、各種試験場等の公用施設等）の災害復旧事業
- 5 災害応急復旧工事（本復旧に日時を要する場合に緊急に施工しなければならない道路、橋りょう等の仮設工事、荒廃山地等からの土砂等による二次被害防止のための応急対策又は河川、海岸、用排水路等の仮締切等をいう。）
- 6 災害関連工事（災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであって、かつ、構造物の強化等を図る改良計画の一環として行われる工事をいう。）
- 7 維持上又は公益上特に必要と認められる河川、港湾又は漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事
- 8 維持上又は公益上特に必要と認められる天然の河岸又は海岸の決壊に係る災害復旧工事
- 9 災害復旧事業に伴って施設の移転建替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転先の用地取得事業（被災前面積が上限）

（令和6年度地方債についての質疑応答集より抜粋）

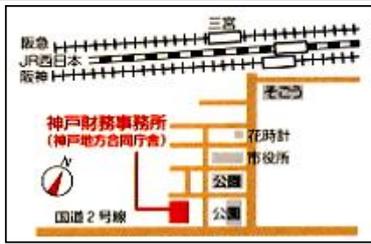
Ⅲ 一般単独災害復旧事業の対象外事業（例示）

- 1 暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害ではないもの
- 2 工事の費用に比して、その効果が著しく小さいと認められるもの（狭小な農耕地を保護するために多額な工事費を要する場合等）
- 3 維持工事と認められるもの（直ちに増破する恐れがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積の差狂い又は欠脱を復旧する工事、少量の捨石を補充するのみの工事等）
- 4 明らかに設計の不備又は、工事施行の粗漏に起因して生じたと認められるもの
- 5 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの
- 6 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- 7 農地に係る災害復旧事業（激特法第5条の措置が適用されたもののうち、一箇所の工事費が40万円以上のものを除く。）

（令和6年度地方債についての質疑応答集より抜粋）

<参考3> 財務局・財務事務所所在地及び管内図

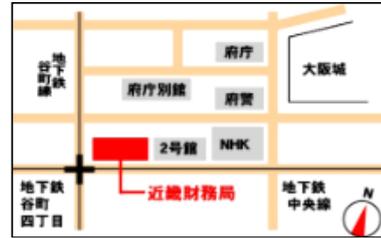
神戸財務事務所財務課



〒650-0024
 神戸市中央区海岸通2-9
 神戸地方合同庁舎7階
 TEL : (078) 391-6942
 FAX : (078) 391-2506
 Eメール : koube-zaimuka@kk.lfb-mof.go.jp

JR三ノ宮駅から徒歩約12分

近畿財務局理財部融資課



〒540-8550
 大阪市中央区大手前4-1-76
 大阪合同庁舎第4号館7階
 TEL : (06) 6949-6376
 FAX : (06) 6949-6104
 Eメール : kinki_yuusika2@kk.lfb-mof.go.jp

地下鉄谷町線・中央線谷町四丁目駅
 ⑤番出口すぐ

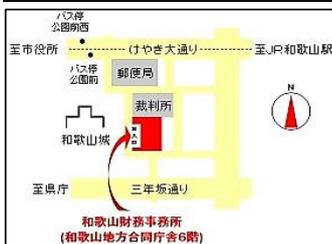
大津財務事務所財務課



〒520-0044
 大津市京町3丁目1番1号
 大津びわ湖合同庁舎7階
 TEL : (077) 522-6455
 FAX : (077) 525-3433
 Eメール : ootsu-zaimuka@kk.lfb-mof.go.jp

JR琵琶湖線大津駅から徒歩約5分

和歌山財務事務所財務課



〒640-8143
 和歌山市二番丁3
 和歌山地方合同庁舎6階
 TEL : (073) 422-6142
 FAX : (073) 424-2966
 Eメール : wakayama-zaimuka@kk.lfb-mof.go.jp

和歌山バス公園前停留所から
 徒歩約4分

奈良財務事務所財務課



〒630-8213
 奈良市登大路町8-1
 奈良合同庁舎5階
 TEL : (0742) 27-3162
 FAX : (0742) 22-9292
 Eメール : nara-zaimuka@kk.lfb-mof.go.jp

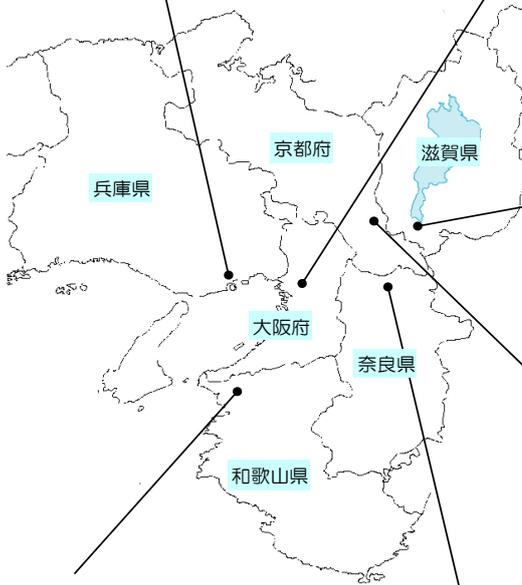
近鉄奈良駅から徒歩約10分

京都財務事務所財務課



〒606-8395
 京都市左京区丸太町通川端東入ル
 東丸太町3-4-12
 京都第2地方合同庁舎2階
 TEL : (075) 752-1418
 FAX : (075) 762-0558
 Eメール : kyotozaimuka@kk.lfb-mof.go.jp

京阪鴨東線神宮丸太町駅下車
 ④号出口から徒歩約5分



さいごに

- 提出する様式は最新のものを利用しましたか？
- 添付書類に漏れはありませんか？
- 作成書類に不備がないかチェックしましたか？

適正な手続の確保にご協力いただきありがとうございます。

財務省近畿財務局